

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

（7）スポーツによる地方創生、まちづくり

【政策目標】

全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取組を創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する。

① スポーツによる地方創生、まちづくり

[現状]

- ・ これまで国のスポーツによる地域振興政策の中心であった「スポーツツーリズム」については、その普及・実践を推進した結果、各地で萌芽^{ほう}が見えつつあるが、この数年は、新型コロナウイルスの影響によるインバウンドの消失や国内人流の抑制のため、苦戦してきた。今後は、ウィズコロナ、ポストコロナの両面から、将来も見据えた更なるコンテンツ開発の促進等が課題である。
- ・ 「地域スポーツコミッション⁵¹」は、数の上では一定水準に達しつつあるが、そのほとんどが東京大会等を前にしたこの数年間に創設されたものであり、依然零細な組織が多数の状況にある。今後は、地域から期待される役割を果たし、かつ、将来にわたって安定した組織へと発展させていくために、経営の安定や特に運営を担う基盤人材の育成・確保（「質的な向上」）が課題である。
- ・ さらに、国は、第2期計画の期中から、東京大会等の「スポーツ・レガシー」として各地に残すため、従来の「スポーツツーリズム」だけでなく、広くスポーツによる地方創生、まちづくり、すなわち、各地の「スポーツ・健康まちづくり」の創出の促進に取り組み始めた。今後は、東京大会が終了したことも踏まえ、全国各地での創出を本格的に加速化させ、スポーツが地域・社会に貢献し、ひいては、スポーツの競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現させていくことが課題である。

[今後の施策目標]

- ✓ 全国各地域が「スポーツによる地方創生、まちづくり」に取り組み、それらを将来に

⁵¹ 地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織。

わたって継続させ、各地に定着させるよう、促進する。

その結果として、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を2026年度末に15.6%（令和3年度）から40%とする。

[具体的施策]

(スポーツによる「地方創生」の加速化)

ア 国は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」⁵²に従い、東京大会等の「スポーツ・レガシー」としてのスポーツによる地方創生、まちづくり⁵³の各地の更なる取組を促進するための推進体制を強化するとともに、全国で活用されている地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊等の国の施策の活用事例の周知を図りながら、スポーツ庁の主導の下、関係府省庁と連携・協力して、地域により特色ある「スポーツ・健康まちづくり」の創出を全国で加速化させる。

イ 国は、日々の具体業務の中で全国各地におけるスポーツによる地方創生、まちづくりを促進していくに当たって、以下のように「発想を転換」して進めていく。

- ・ スポーツによる地方創生とは「まちづくり」であり、例えば、地方公共団体の推進体制についても、スポーツ部局はもちろん、首長・企画部局の関与とリーダーシップの下、まちづくり部局、医療・介護・福祉部局、経済振興部局など、幅広い部局が連携して取組を進める必要があり、また、地域住民や企業等の多様な主体とも連携・協力して、「地域をあげて取り組む」ことが不可欠であること。
- ・ スポーツの地方創生、まちづくりへの活用は、例えば、地域住民の健康づくり、社会連帯づくり等にもつながるものであり、「人への投資」でもあること。
- ・ スポーツによる「地方創生」においては、従来のスポーツツーリズム等のアウター施策⁵⁴に加え、インナー施策⁵⁵も含めて、総合的に進めることが重要であること。
- ・ スポーツによる「地方創生」を促す触媒には、地元プロスポーツ、地域スポーツ、障害者スポーツ、地元アスリート、スポーツ国際交流、スポーツ産業、部活動、地元大学スポーツ、地元スポーツボランティア、地元スポーツ施設等の様々な地域のスポーツ資源の全てがなりうること。また、地域振興における「スポーツ」とは、「競技スポーツ」だけでなく、散歩やゴミ拾い活動、地域の祭りなど、広く身体活動と捉えていくことが可能であること。
- ・ スポーツによる「地方創生」に当たっては、従来のスポーツから地域振興へのアプローチを一步進めて、むしろ、地域振興からスポーツへアプローチする逆転の発想に立ち、スポーツを地方創生に積極的に活用していくことが重要であること。

⁵² 令和元年12月20日閣議決定

⁵³ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「スポーツ・健康まちづくり」と呼称。

⁵⁴ スポーツを活用した海外・国内他地域といった地域外からの交流人口の拡大の推進施策。

⁵⁵ スポーツを活用した地域内住民向けの健康の維持増進・共生社会の実現等の推進施策。

- ・ スポーツによる「まちづくり」の形として、スポーツを軸としたライフスタイル⁵⁶への革新も促進すべきこと。

(スポーツツーリズムの更なる推進 (コンテンツ開発の促進))

ウ 国は、スポーツによる地方創生においても重要な要素の一つであるスポーツツーリズムについて、各地域や関連事業者と連携し、ウィズコロナの中でも三密を避けて楽しむことができる、各地域の自然資源を活用した「アウトドアスポーツツーリズム」や、ポストコロナを見据えてインバウンドニーズの高い日本発祥の武道を活用した「武道ツーリズム」について、コンテンツ開発を積極的に推進する。

また、アーバンスポーツ、ワーケーション等の地域資源をいかした新たなコンテンツの開発や、DXの活用等新たな分野の開拓・チャレンジを積極的に推進する。

エ スポーツ庁、文化庁、観光庁は、引き続き、スポーツと文化芸術を融合させて観光地域の魅力を向上させるツーリズムを表彰・奨励し、優良な取組をモデルケースとして広めていくことで、外国人旅行者の関心も高いスポーツ体験機会の創出に向けた全国の取組を促進する。

(スポーツツーリズムの更なる推進 (担い手の「質の向上」へのサポート))

オ 国は、地域スポーツコミッションの更なる「質の向上」のため、従前の地域外からの誘客を図る活動に加え、地域向け住民サービスの充実等の地域から求められる役割を果たすとともに、その経営の安定性を高める活動を推進する。

また、地域スポーツコミッションにおける「地域おこし協力隊」等の活用のほか、その経営において基盤となる人材の育成・確保の取組を推進する。

カ 国は、東京大会等を契機としたスポーツへの関心の高まりを、大会後も、「スポーツ・レガシー」として、各地域がスポーツによる地方創生の取組に転化させ、継続していくため、ホストタウンの組織体制も活用して地域スポーツコミッションへと発展させる活動を推進する。

(大学スポーツによる地域振興)

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「④ 大学スポーツ振興」エ(P.36)

【再掲部分引用】：：

(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出

④ 大学スポーツ振興

[具体的施策]

エ 国は、大学が地域における重要な存在として役割を担うことができるよう、先進事例の情報提供等により、大学スポーツが有する資源(施設、人材、知的資源等)を存分に活用した地方創生を推進する。

：：

⁵⁶ 例えば、従来からの都心近郊の海辺に移住し朝はマリンスポーツをしつつ日中は都心で仕事するといった2拠点生活等に加えて、新型コロナウイルスの影響下で新たに注目を浴びた、地方でスポーツに取り組みつつオンラインで仕事をするといった新たなライフスタイル。

② 周辺地域の整備と調和のとれた国立スポーツ施設の民間事業化の推進

[現状]

- ・ 国立競技場の運営管理については、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」において、東京大会後は、「民間事業への移行を図ること」とされており、新型コロナウイルスの影響も含めて民間事業者等の感触や反応等を丁寧に確認しながら民間事業への移行を着実かつ円滑に進めることが必要である。
- ・ 新秩父宮ラグビー場（仮称）については、現在のラグビー場の歴史的経緯や東京都が策定した「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針⁵⁷⁾」等を踏まえ、神宮外苑地区のにぎわい創出に寄与する施設となるよう整備・運営していくことが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ 国立競技場等の国立スポーツ施設を、スポーツ大会への活用に加え、地域におけるスポーツの拠点・まちづくりの中核的な存在の一つとなり、東京大会のレガシーとして、長く、国民の皆様が親しまれる場となるよう、積極的な利活用の在り方等について検討を進める。

[具体的施策]

- ア 国は、J S Cが民間事業への移行に向けた業務を着実かつ円滑に進めることができるよう、国立競技場の運営管理に関する民間事業化の事業スキームを構築するなど必要な取組を行う。
- イ J S Cは、国立競技場の運営管理について、関係閣僚会議の方針を踏まえて、スタジアムを核として、周辺地域の整備と調和のとれた民間事業への移行を図るとともに、新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備・運営について、「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等を踏まえて、国、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、民間のノウハウと創意工夫を最大限活用できるよう施設整備及び運営に民間活力を活用した事業方式（P F I 事業／B T＋コンセッション方式⁵⁸⁾）により実施する。

⁵⁷⁾ 東京 2020 大会後を見据えた、まちづくりの目標や誘導方針、公園まちづくり制度の活用要件等、民間が事業主体となって進める神宮外苑地区のまちづくりを適切に誘導するために平成 30 年 11 月に策定されたもの。

⁵⁸⁾ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、事業者が施設の設計・建設を行った後、所有権を移転（B T（Build Transfer）方式）する方式と、所有者が事業者に対して、運営・維持管理の運営権を設定する公共施設等運営権方式（コンセッション）を組み合わせた事業方式をいう。